

2021年6月2日

新型コロナワクチン ～少しでも早く、できるだけ多くの人に～

一般社団法人 小金井市医師会
会長 小松淳二

新型コロナウイルスに対する医療従事者、高齢者(65歳以上)へのワクチン接種が始まって1か月以上経過しました。ワクチンは2回接種が基本ですが、5月27日現在、市内医療従事者の約70%が2回接種を終え、高齢者の41%、1万人以上の方が1回以上の接種を受けています。小金井市は近隣他市と比べ早いペースでワクチン接種が進んでいます。

ワクチン接種には集団接種と医療機関で行う個別接種がありますが、小金井市では個別接種の割合が高く、それが順調に進んでいる一つの要因です。個別接種はかかりつけ医が行うことが多く、かかりつけ医は患者さんの病状、処方薬、アレルギー歴等を把握していますので、予診がスムーズとなり接種が早く進みます。市内には73の医療機関がありますが、その6割以上の45の医療機関でワクチン接種を行っていて、接種医療機関が多いことも順調に進む大きな要因です。集団接種も5月12日から始まり、薬剤師会、看護師の方々の協力もあり週4日開催され、週に約千人の接種を行っています。

新型コロナウイルス感染症の収束にはワクチン接種は欠かせず、「切り札」と言っても過言ではありません。ワクチンを希望されない方や接種対象年齢に達せず接種できない方もいらっしゃいますが、市全体、都全体、国全体でワクチン接種が進めば、ワクチンを接種していない方の感染機会も大きく減少すると期待できます。小金井市では行政と医師会、薬剤師会、訪問看護師の方々が協力し、少しでも早くできるだけ多くの人にワクチン接種を受けていただけるよう何回も協議を重ねてきました。国は高齢者のワクチン接種は7月末までに完了という目標を掲げていますが、小金井市はそれよりも早く高齢者接種を終える想定をしています。高齢者に引き続いて基礎疾患がある方、高齢者施設などの従事者、60～64歳の方の接種を進め、一般の方への接種もできるだけ早く開始したいと思っています。そのためにこれからも関係各位と更なる協議を行い、「少しでも早くできるだけ多くの人」にワクチン接種ができるよう尽力してまいりますので、市民の皆様のご協力、どうぞよろしくお願い致します。

新型コロナウイルス感染拡大防止のための 東京都における緊急事態措置等

令和3年5月28日
東京都

1. 新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等

(1) 区 域

都内全域

(2) 期 間

令和3年6月1日（火曜日）0時から6月20日（日曜日）24時まで

(3) 措置等の概要

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、人流の抑制を最優先に、以下の要請を実施

①都民向け

- ・日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛要請 等

②事業者向け

- ・施設の使用停止の要請（休業の要請）
- ・施設の使用制限の要請（営業時間短縮の要請）
- ・催物（イベント等）の開催制限 等

③その他

今後の感染状況次第では、措置等の内容を機動的かつ抜本的に強化

2. 都民向けの要請

● 日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛

(新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項)

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除き、原則として外出しないこと等を要請

● 特に、以下のことについて徹底（法第45条第1項）

- ・ 20時以降の不要不急の外出自粛
- ・ 混雑している場所や時間を避けて行動すること
- ・ 感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること
- ・ 不要不急の帰省や旅行など都道府県間の移動は、極力控えること
- ・ 路上、公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動の自粛

3. 事業者向けの要請等

(1) 施設規模に応じて営業時間短縮・休業等を要請する施設

施設の種類 (特措法施行令第11条該当施設)	内 訳	要請内容
商業施設 (第7号)	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店 等	【1,000㎡超の施設】 (平日) <ul style="list-style-type: none">・ 営業時間短縮を要請 (5時から20時まで) (生活必需物資を除く。) (法第24条第9項)・ 入場整理等の実施を要請 (法第45条第2項) (土日) 休業 を要請 (生活必需物資を除く。) (法第24条第9項)
遊技場 (第9号)	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター 等	
遊興施設 (第11号)	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 等	
商業施設 (第12号)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 等	

● 全施設について、**業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底**を要請 (法第24条第9項)

3. 事業者向けの要請等

(2) 休業を要請する施設（遊興施設、飲食店）

施設の種類 (特措法施行令第11条該当施設)	内 訳	要請内容
<p>酒類又はカラオケ設備を提供する遊興施設（第11号）</p> <p>〔 飲食店営業許可を受けていないカラオケ店及び利用者による酒類の店内持込を認めている施設を含む。 〕</p>	<p>キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー（接待や遊興を伴うもの）、パブ等のうち、食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている施設</p>	<p>●休業を要請 (法第45条第2項)</p> <p>〔 酒類及びカラオケ設備の提供、並びに利用者による酒類の店内持込を取り止める場合を除く。 〕</p>
<p>酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店（第14号）</p> <p>〔 利用者による酒類の店内持込を認めている施設を含む。 〕</p>	<p>飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店、バー（接待や遊興を伴わないもの）等 (宅配・テイクアウトサービスは除く。)</p>	

●全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請（法第24条第9項）

3. 事業者向けの要請等

(3) 営業時間の短縮等を要請する施設（遊興施設、飲食店等）

施設の種類 (特措法施行令第11条該当施設)	内 訳	要請内容
酒類を提供せず、かつカラオケ設備を使用しない遊興施設（第11号） （飲食店営業許可を受けていないカラオケ店及び利用者による酒類の店内持込を認めている施設を除く。）	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー（接待や遊興を伴うもの）、パブ等のうち、食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 営業時間短縮を要請 (5時から20時まで) (法第45条第2項) ● 特措法施行令第12条に規定される各措置を要請 (法第45条第2項) <ul style="list-style-type: none"> ・従業員に対する検査の勧奨 ・入場をする者の整理等 ・発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・入場をする者に対するマスク着用周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止 (すでに入場している者の退場を含む) ・施設の換気 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等)
酒類を提供せず、かつカラオケ設備を使用しない飲食店（第14号） （利用者による酒類の店内持込を認めている施設を除く。）	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店、バー（接待や遊興を伴わないもの）等 （宅配・テイクアウトサービスは除く。）	(同左)
集会場等（第5号）	結婚式場	<ul style="list-style-type: none"> ● 酒類及びカラオケ設備の提供停止を要請 (法第45条第2項) ● 営業時間短縮を要請 (5時から20時まで) (法第45条第2項) ● 以下の事項について、協力依頼 <ul style="list-style-type: none"> ・「1.5時間以内」での開催 ・「50人又は収容定員の50%のいずれか小さいほう」での開催 ・利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと

● 全施設について、**業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底**を要請 (法第24条第9項)

3. 事業者向けの要請等

(4) 規模要件等（人数上限・収容率等）に沿った使用の要請等を行う施設

施設の種類 <small>(特措法施行令第11条該当施設)</small>	内 訳	要請内容
劇場等（第4号）	劇場、観覧場、映画館、プラネタリウム、演芸場 等	<ul style="list-style-type: none"> ● 規模要件等に沿った施設の使用を要請 <small>(人数上限5,000人かつ収容率50%以内)</small> <small>(法第24条第9項)</small> ● 営業時間短縮を要請（法第24条第9項） <ul style="list-style-type: none"> ○ イベント開催の場合は、 →5時から21時までの営業時間短縮を要請 ○ イベント開催以外の場合は、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1,000㎡超の施設 →5時から20時までの営業時間短縮を要請 ・ 1,000㎡以下の施設 →5時から20時までの営業時間短縮の協力依頼 ○ 映画館については、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1,000㎡超の施設 →5時から21時までの営業時間短縮を要請 ・ 1,000㎡以下の施設 →5時から21時までの営業時間短縮の協力依頼 ● 入場整理等の実施を要請 <small>(法第45条第2項)</small> ● 施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の自粛を要請 <small>(法第24条第9項)</small> ● 利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請 <small>(法第24条第9項)</small>
集会場等（第5号）	集会場、公会堂 等	
展示場（第6号）	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール 等	
ホテル等（第8号）	ホテル、旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
運動施設（第9号）	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ 等	
遊技場（第9号）	テーマパーク、遊園地	
博物館等（第10号）	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 等	

● 全施設について、**業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底**を要請（法第24条第9項）

3. 事業者向けの要請等

(5) その他の施設

施設の種類 (特措法施行令第11条該当施設)	内 訳	要請内容
学校 (第1号)	幼稚園、小学校、中学校、高校 等	以下の事項について、協力を依頼 ・感染リスクの高い活動等の制限 ・遠隔授業の活用など、学修者本位の効果的な授業の実施等
保育所等 (第2号)	保育所、介護老人保健施設 等	
大学等 (第3号)	大学等	
集会場等 (第5号)	葬祭場	以下の事項について、協力を依頼 ・入場整理の実施 ・施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の自粛 ・利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと
博物館等 (第10号)	図書館	入場整理の実施の協力を依頼
遊興施設 (第11号)	ネットカフェ、マンガ喫茶 等	以下の事項について、協力を依頼 ・入場整理の実施 ・施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の自粛 ・利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと
商業施設 (第12号)	銭湯、理容店、美容店、質屋、 貸衣装屋、クリーニング店 等	以下の事項について、協力を依頼 ・入場整理の実施 ・施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の自粛 ・利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと
学習塾等 (第13号)	自動車教習所、学習塾 等	オンラインの活用等の協力を依頼

●全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請 (法第24条第9項)

3. 事業者向けの要請等

(6) イベントの開催制限

- イベント主催者等に対して、**規模要件等（人数上限・収容率等）**に沿った開催を要請（法第24条第9項）

施設の収容定員	
10,000人以下	10,000人超
収容定員の半分まで可	5,000人まで可

- **営業時間短縮**を要請（5時から21時まで）（法第24条第9項）
- **業種別ガイドラインの遵守**等を要請（法第24条第9項）
- 参加者等の直行・直帰を確保するために必要な周知・呼びかけ等の徹底を要請（法第24条第9項）
- **接触確認アプリ（COCOA）**の利用奨励を要請（法第24条第9項）

(7) 職場への出勤等

- 職場への出勤について、テレワークの活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指すことを要請（法第24条第9項）
- 事業の継続に必要な場合を除き、従業員の20時までの**早期終業・帰宅**を要請（法第24条第9項）

緊急事態宣言の再延長による市施設の対応について

【市関連施設】

施設名	対応	備考
[集会施設] 市民会館（萌え木ホール）、東小金井駅開設記念会館（マロンホール）、前原暫定集会施設※、婦人会館、上之原会館、前原町西之台会館、桜町上水会館、貫井北町集会場、中之久保集会所、前原町丸山台集会所、貫井南町三楽集会所、東町友愛会館、中町桜並集会所、貫井北五集会所、中町天神前集会所、東町集会所	開館中	○緊急事態宣言期間中は、 ・開館時間＝午前9時～午後9時 ・各施設定員の概ね1／2以下 ・カラオケ設備使用自粛要請 ※前原暫定集会施設は、6月14日から12月末まで貸出中止
小金井 宮地楽器ホール(小金井市民交流センター)	開館中	○緊急事態宣言期間中は、 ・開館時間＝午前9時～午後9時 ・各施設定員の概ね1／2以下
はけの森美術館	展示替えのため休館	

【スポーツ関連施設】

施設名	対応	備考
総合体育館	6月1日から開館	○緊急事態宣言期間中は、 ・開館時間＝午前9時～午後8時 ・各施設利用人数制限
栗山公園健康運動センター	6月1日から開館	
一中クラブハウス・テニスコート	開放中止	緊急事態宣言期間中は中止
南中学校テニスコート夜間開放	開放中止	緊急事態宣言期間中は中止
上水公園運動施設（グラウンド・テニスコート）	開場中＝午前7時～午後7時	○緊急事態宣言期間中は、 ・会議室・談話室人数制限（概ね1／2以下）
市テニスコート場	開場中＝午前9時～午後7時	

【図書館・公民館 ほか】

施設名	対応	備考
図書館本館	開館中＝午前10時～午後5時 （水金は1階のみ午後8時まで）	○館内利用は30分以内 ○利用カードの登録・更新等の手続き （市内在住・在勤・在学のみ） ○閲覧椅子の利用制限
図書館緑分室	開館中＝午前10時～午後5時	
図書館東分室・貫井北分室	開館中＝午前9時～午後7時	
西之台会館図書室	開館中＝午前10時～午後5時	○インターネット PC 利用は30分まで（本館、貫井北） ○イベント事業は個別対応 ○本館別館の個人利用中止（4/27～）
公民館本館、貫井南・東・緑・貫井北分館	開館中	○緊急事態宣言期間中は、 ・開館時間＝午前9時～午後9時 ・各施設定員の概ね1／2以下 ・カラオケ設備使用自粛要請 ・緑分館の野外調理場は引き続き利用中止
清里山荘	臨時休館	緊急事態宣言期間中は休館
文化財センター	6月1日から開館	館内人数制限（概ね1／2以下）
環境楽習館	開館中	
東児童館、貫井南児童館	緊急事態宣言期間中は、夜間開館実施時間変更（～19:00）	

※施設の対応については、今後の東京都の緊急事態措置等により、変更することがあります。

令和3年6月1日

新型コロナウイルスワクチン接種の現状

- 1 接種数（令和3年5月30日現在）
 - (1) 医療従事者（約3,700人が対象）
 - ア 1回目 3,081回
 - イ 2回目 2,624回
 - (2) 高齢者（約28,000人が対象）
 - ア 1回目 12,951回
 - イ 2回目 1,397回
 - (3) 一般（約81,000人が対象）
 - 1回目及び2回目とも0回
- 2 集団接種の状況
 - (1) 公民館緑分館（水曜及び土曜午後に接種。7月31日まで開設の予定）
 - ア 実施数 6日（うち土曜日は3日）
 - イ 接種数 1,027回
 - (2) 保健センター（木曜及び日曜に接種。令和4年2月27日まで開設の予定）
 - ア 実施数 6日
 - イ 接種数 1,759回
 - ウ バス乗車数（往路） 66人
- 3 今後の予定
 - (1) 6月 64歳以下の方へ接種券発送
時期未定 64歳以下の基礎疾患のある方・高齢者施設従事者・60歳～64歳の方への接種開始
 - (2) 今後の見通し
当初計画以上に高齢者向け接種が進んでおり、ワクチン供給の見通しを探りつつ、一般向け接種の時期を検討中

事 務 連 絡
令和 3 年 月 日

(宛先) 管理職者

小金井市新型コロナウイルス感染症対策本部

本部長 西岡 真一郎

(公印省略)

新型コロナワクチン接種に伴う職務に専念する義務の免除の適用について (通知) (案)

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を希望する場合等については、職務に専念する義務の免除を適用することとします。

つきましては、下記のとおり取り扱っていただきますようお願いいたします。

記

1 新型コロナワクチン接種に伴う職務に専念する義務の免除について

(1) 対象者

全職員（再任用職員及び会計年度任用職員（月給制、時給制）を含む。）

(2) 適用となる内容

ア 新型コロナワクチンを接種した場合

接種に必要と認められる時間（接種会場までの往復の時間を含む。）が適用となります。

イ 新型コロナワクチン接種に伴う副反応が生じた場合

ワクチン接種後に発熱等の風邪症状が見られる場合で、「勤務しないことがやむを得ない」と認められる場合が適用となります。

(3) 申請方法等

ア 上記、(2) アについて

該当職員は、職務に専念する義務の免除に関する個人別承認票にて所属長決裁後、職員課（教育委員会においては庶務課）に提出すること

イ 上記、(2) イについて

① 該当職員は、申請前に所属長に相談すること

② 所属長は、該当職員の副反応の状況や職務に専念する義務の免除を受けようとする日数等を把握し、必要に応じて、申請前に職員課長又は庶務課長に報告の上、承認すること

※ 職務に専念する義務の免除に関する個人別承認票（様式第2号）は、c-navi 情報ライブラリー職員課共通様式集 No. 1163 又は庶務課共通様式集 No. 1207 に掲載（記入例は別紙を参照すること）

2 その他

- (1) 新型コロナワクチン接種は任意であり、本制度において、職員に対してワクチン接種を強制するものではありません。
- (2) 職務に専念する義務の免除に関する個人別承認票については、速やかに、職員課又は庶務課に提出すること。特に、会計年度任用職員（時給制）については、報酬額の計算に影響があるため、速やかに提出すること

3 問い合わせ先

市長部局及び行政委員会	総務部職員課人事研修係（内線2503） 総務部職員課労働安全衛生担当（内線2507）
教育委員会	学校教育部庶務課庶務係（内線3804）

【記入例】

様式第2号

職務に専念する義務の免除に関する 個人別承認票

- 1 申請者氏名 ○○ ○○
- 2 申請者所属 ○○課
- 3 職務免除を受けようとする時間（期間）
令和○年○月○日 午後○○時○○分から
令和○年○月○日 午後○○時○○分まで
- 4 職務免除を受けようとする理由
新型コロナワクチン接種のため
- 5 該当条項
ア 条例第2条第 号
イ 条例第2条第5号のとき規則第2条第9号
- 6 申請日
令和○年○月○○日

7 承認印

区分	係	主任	係長	課長	
所属課					
職員課					

市民及び事業者の皆様へ

小金井市新型インフルエンザ等対策本部長 小金井市長 西岡真一郎

3度目の緊急事態宣言の再延長及びワクチン接種等について

- ・最大限の感染予防の徹底をお願いします！
- ・新型コロナワクチンの確保と接種体制の推進に全力！
医療従事者への2回目接種は73%が完了
高齢者への1回目接種は49%が完了、7月上旬には概ね完了する接種体制
一般向け接種券(64歳～16歳)を6月中旬以降に発送
- ・新型コロナウイルス感染症 小金井市緊急対応方針第6弾を策定！

<緊急事態宣言の再延長への対応について>

4月25日(日曜)より発令された3度目の緊急事態宣言と東京都からの緊急事態措置が6月20日(日曜)まで再延長されました。感染力が強く、重症化しやすいとされる新型コロナウイルス変異株が拡大し、予断を許さない状況です。小金井市では東京都公表5月31日(月曜)の累計患者数(退院等者数)は924人(874人)となりました。小金井市においても、公共施設の利用制限等の様々な対策を決定しました。ご自身や皆様のご大切な人々の命と健康、地域の医療提供体制を守るための判断でありますので、引き続きのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

医療崩壊によって皆様が必要な時に必要な医療が受けられなくなることをないように、今般の緊急事態宣言が何としても最後となるように、感染拡大防止対策と感染防止の唯一の切り札であるワクチン接種を同時に進めていくことが極めて重要です。小金井市では、コロナ禍の一刻も早い収束のため、安全かつ迅速なワクチン接種の実施を最優先事業と位置付けています。そして、長期間にわたり深刻な影響が及んでいる市民生活や事業者の皆様への支援策を中断なく展開していく方針です。

変異株の拡大を防ぐには、従来からの感染予防対策を徹底することが最も重要です。昨今、屋外での飲酒等が社会問題となっています。市民や事業者の皆様におかれましては、引き続き、感染しない・感染させない最大限の感染予防に努め、不要不急の外出は控えていただきますようお願いいたします。

<ワクチン接種の現状等について>

ワクチン接種に際し、市と緊密に連携しながら、多大なご尽力をいただいている市医師会、市薬剤師会、市訪問看護連絡会、従事される看護師や受託事業者の皆様にご感謝申し上げます。現在、46か所の指定医療機関での個別接種と2か所の集団接種(保健センター及び公民館緑分館)を進めています。5月31日(月曜)時点の医療従事者フェーズでは、1回目接種が3,086回(83%)、2回目接種が2,713回(73%)となりました。高齢者フェーズでは、1回目接種が13,696回(49%)、2回目接種が1,679回(6%)となりました。免疫がしっかりとつくるとされる2回目接種から2週間を経た市民が今後増えていきます。その場合であっても、現時点ではまだ集団免疫の獲得に至っておりませんので、これまで実践してきた感染症対策を継続していただきますようお願いいたします。

<ワクチン接種の予約状況等について>

本市においては、65歳以上の対象者約27,400人に接種券の郵送が完了した4月23日(金曜)に市の予約システムでの予約を開始し、その後5月13日(木曜)以降の木曜日に3日分、月曜日に4日分ずつの予約を新たに受け付けました。加えて昨日6月1日(火曜)を目途として個別接種会場の大幅な追加予約を受け付けています。これらにより高齢者の9割を上回る方からの予約申し込みを受け付け

られる見通しです。市コールセンターへの電話がつかない、予約専用WEBサイトの不具合が発生する等のご不便をおかけし、誠に申し訳ございませんでした。また、かかりつけ医等における医療機関での予約にご尽力いただいている指定医療機関の皆様にご心より感謝を申し上げます。集団接種会場では、接種後に会場で2回目のワクチン接種の予約ができるシステムを運用しています。現時点では、高齢者フェーズの予約は落ち着きつつあり、当初のワクチン接種計画の1.7倍を上回るペースで順調に推移しております。また、ワクチン接種全体では、個別接種会場で約8割、集団接種会場で約2割となる状況で接種を進めています。

<ワクチン接種の今後の見通し等について>

65歳以上の高齢者フェーズのワクチンについては、すでに国により確保がされており、本年7月下旬までに2回目を含めての接種完了を国が指示しているところです。本市においては、高齢者へのワクチン接種は7月上旬にはおおむね完了できる接種体制となっています。

小金井市では、市医師会、市薬剤師会、市訪問看護連絡会等の皆様とチーム力を発揮できるよう努めながら、ワクチン接種を進めて参りました。併せて国及び東京都とも調整のうえ接種を進めているところです。一般接種に向けたワクチン供給の見通しは不透明な状況ではありますが、引き続き、市として取り得るあらゆる可能性を検討し、ワクチン確保と接種に向けた体制の整備を進めてまいります。市民生活をしっかりと支え、早期の安定化に繋げるためにもワクチン接種の加速化は極めて重要であり、これこそが最大の経済支援、市民福祉の向上に直結するものと認識しています。

引き続き、医師会等の皆様と緊密に連携し、接種を希望する方に安全かつ迅速にワクチン接種を実施出来るよう努力して参ります。なお、ワクチン接種に関する円滑な対応を図るため、コールセンターの回線を増設し、直接来庁される方等のための問い合わせ用窓口を新たに開設し、聴覚に障がいのある方等に対してはファクシミリでの予約受付などを行います。

なお、一般フェーズの方へのワクチン接種券(まずは64歳から16歳までの方)を一括して6月中旬以降に発送いたします。接種券は大切に保管していただきますようお願いいたします。今後の詳細は市報こがねいや市ホームページ等で随時配信して参ります。

<新型コロナウイルス感染症 小金井市緊急対応方針第6弾を策定>

長引くコロナ禍により、制約を受ける生活が長期化し、地域経済にも影響が及び、先行きが見えない不安を抱えていらっしゃると思います。小金井市は、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響から市民生活を守ることを最優先とする方針のもと、引き続き「いのち・暮らし・地域・市民サービスの基盤を守る」取組を進めるために、「新型コロナウイルス感染症 小金井市緊急対応方針第6弾」を策定しました。主な施策として、市内介護事業所や障害福祉事業所等のPCR検査等への補助、低所得の子育て世帯(住民税均等割非課税世帯等)への新たな生活支援特別給付金支給、ICT技術を活用した消費者講座等の実施、市長への手紙を通じた市民アンケートの実施、地域を支える市内事業者等への事業者特別支援金支給、こがねい地域振興券(仮称)発行事業、市役所におけるテレワークの環境整備及び試行実施等に取り組んで参ります。

<小金井市の今後の取組と感染拡大防止への継続的なご協力のお願い>

今般の市長メッセージとともに、市医師会長及び市医師会メッセージも配信していただきました。既に国の大規模接種会場でも使用されているモデルナ製ワクチン等について、とてもわかりやすく解説していただいております。これまでに配信されたワクチン接種に関する医師会メッセージと併せてぜひご覧下さい。市民及び事業者の皆様におかれましては、何よりも大切な命と健康、地域の医療提供体制を守るため、逼迫している医療提供体制の中で奮闘している医療従事者の皆様へのご負担を軽減させるためにも、感染拡大防止への対策を緩めることなく、今般の緊急事態宣言の再延長に伴う感染予防の徹底にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。